

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社アイシーネットが開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、保険者の委託を受けて調査を行い、当該居宅要介護者への適正な介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者要支援者等の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に基づく介護サービスの提供を確保し、サービス事業者及び介護保険施設との連絡調整その他の便宜の提供を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 アイシーネット介護センター
- 2 所在地 つくば市柴崎1055

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員2名以上（常勤職員）
介護支援専門員は、事業所に対する居宅サービス計画作成の申込みに係る調整、居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡、及び当居宅介護者が介護保険施設への入所を要する場合は、適切な紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容及び利用料等は、次のとおりとする。

- 1 利用相談を受ける場所は、利用者及びその家族の居宅又は当該事業所等とする。
- 2 使用する課題分析票は全社協版を用いる。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者及びその家族の居宅等とする。
- 4 介護支援専門員は月に1～2回定期的に利用者の居宅訪問を行う。又新たな事態が生じた場合はその都度訪問を行う。
- 5 要介護認定調査及び介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 介護支援専門員は訪問調査を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、つくば市、土浦市の区域とする。

(守秘義務について)

第9条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

1. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 (1) 虐待を予防するための従業者に対する研修の実施
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
(3) その他虐待防止のために必要な措置
虐待防止の担当者は管理者が対応する。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(感染症予防及び蔓延防止対策)

第11条 事業所は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように。次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を、概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に徹底周知を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止の研修を定期的に実施する。

(非常災害対策)

第12条 天災その他の甚大な災害が発生した場合、従業者は利用者の安否確認等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、防災計画を策定し定期的に利用者の状況把握を行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 繼続研修 月1回
- 3 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての伝達事項を目的とした会議を定期的に行う。
- 4 支援困難な事例の指定居宅支援を提供する。
- 5 介護支援専門員実務研修における協力の体制の確保
- 6 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同し事例検討会、研修会を実施する。
- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社アイシーネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成13年06月21日から施行する。

平成26年11月01日 改定

平成27年03月01日 改定

平成28年10月01日 改正

令和02年09月01日 改正

令和03年04月01日 改正

令和06年04月01日 改正